

世帯の状況や、就労条件など保育の要件に変更があった場合は、速やかに該当する書類を提出してください。申込み中の方で、選考時（利用調整時）と異なる家庭状況になった場合には、**内定取消**しとなる場合があります。※変更希望月の受付期間中（※表紙参照）に提出されれば、直後の選考会議から変更が有効となります。締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

【提出書類一覧】

変更内容	提出書類	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合（外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合（勤務日数や時間に変更がない場合）	家庭状況変更確認書（所定様式）	
転職した場合（変更後が外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
求職になった場合 ※求職を理由とした保育の実施期間は 3か月間 です	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②ハローワーク受付票の写し（次の仕事が決まっている場合は、ハローワーク受付票ではなく、就労証明書 所定様式（国）を提出）	ハローワーク受付票はハローワークで発行 ※保育の必要量は「短時間」になります。
（求職の方などが）就職内定した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国）	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
採用予定で就労証明書を提出していた方が就労を開始した場合	①就労開始証明書（所定様式） ②就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出）	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②診断書（保護者が保育にあてられない状況と通院頻度が記載されているもの、3か月以内に発行されたもの）、または特定医療費（指定難病）受給者証・マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表（所定様式P66）	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②在学証明書 ③スケジュール表（所定様式）	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②介護・看護状況申告書（所定様式） ③スケジュール表（所定様式） ④被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に発行されたもの）、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要とする状況がわかるもの	
産前産後休業に入る場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（表紙・出産（分娩）予定日の記載があるページ）	
出産により世帯員が増加した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（出生証明のページ）	
育児休業を取得する場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労証明書 所定様式（国） ③育児休業（予定）届（所定様式）	②は育児休業の期間が記載されているもの ※保育の必要量は「短時間」になります。
産前産後休業・育児休業から復職する場合	復職証明書（所定様式）	復職日から10日以内に提出
離婚・死別・結婚・特別養子縁組をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②（離婚）戸籍、または離婚受理証明書など（結婚）相手の方の保育の必要性が確認できる書類など（子ども育成課へ要確認） （特別養子縁組）養子縁組を確認できる書類	死別の場合は、①のみ提出
同居人が増えた場合	家庭状況変更確認書（所定様式）	
住所の変更	家庭状況変更確認書（所定様式）	三鷹市外へ転出した場合は選考対象外となります。
市外認可保育園、認可外保育園、幼稚園等の施設に預け始めた場合	児童在籍証明書（所定様式）または施設との契約書等（預けている日数と時間がわかるもの）	対象の施設はP20（注4）をご確認ください。
預け先の施設を退所した場合	家庭状況変更確認書（所定様式）	備考欄に退所した施設名と退所日を記載してください